

トップ > 消費者センター

島根県消費者センター

利用案内

消費生活相談

消費者トラブルで 困ったときは消費者センターへ！

クーリング・オフの
方法がわからない！

使用していた製品で
ケガをした！

身に覚えのない
請求が来た！

このもうけ話、
あやしい？

住宅の不具合について
事業者との話し合いが
まとまらない...

サラ金・クレジットの借金が
たまってもう返せない！

島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

商品の購入やサービスの提供に関してトラブルが生じた場合、消費者の相談に応じ、解決のためのアドバイスをします。
また、消費生活一般に関する相談にも広く応じています。
相談される方のプライバシーは固く守られていますので、安心してご相談ください。

【相談窓口および相談時間】

相談窓口	相談時間・場所
島根県 消費者センター 地図	【電話相談】 (0852) 32-5916 【来所相談】 松江市殿町8番地3市町村振興センター5階 【メール相談】 メール相談ページはこちら ■受付時間：日曜～金曜日 8:30～17:00 (日曜日は電話のみ12～13時は休業) ■休業日：土曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)
島根県 消費者センター 石見地区相談室 地図	【電話相談】 (0856) 23-3657 【来所相談】 益田市昭和町13-1島根県益田合同庁舎2階 ■受付時間：平日 8:30～12:00、13:00～17:00 ■休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

メール相談受付ページ

お問合せ ▶ English ▶ Chinese ▶ Korean ▶ Russian

背景色 白 黒 ページュ 文字サイズ 標準 拡大(150%) 拡大(200%)



サイト内検索 Google Custom Search

組織から探す サイトマップ カレンダー (外部サイト)

広
告

トップ

防災・安全

観光

子育て・教育

医療・福祉

くらし

しごと・産業

環境・県土づくり

県政・統計

トップ > くらし > 消費・食生活 > 消費生活 > 消費者センター > メールによる相談受付

[\[環境生活総務課消費とくらしの安全室\]](#)

メールによる相談受付

島根県消費者センターでは、メールによる消費者トラブルの相談を受け付けています。
お急ぎの方は、相談時間内に電話または来所でご相談ください。

ご相談にあたっての注意事項

相談を利用できる方

- ・島根県内にお住まいの消費者の方に限ります。他県の方は居住地の消費生活センターにお問い合わせください。
[全国の消費生活センター等一覧はこちら \(外部サイト国民生活センターホームページ\)](#)
- ・事業者からの相談は受け付けておりません。

ご相談いただける内容

- ・消費者と事業者との間の商品やサービスに関するトラブルや問い合わせ等

ご相談いただけない内容

- ・相続関係、金銭貸借、個人間の売買や個人間の借金、相続、交通事故、ネットオークションの取引など個人間のトラブルに関する相談
- ・公序良俗に反する相談
- ・政治又は宗教に関する相談
- ・事業者の信用性や商品・サービスの評価についての問い合わせ
- ・事業者に対する調査や指導の要望
- ・事業者の方からの事業に関する相談、営利目的の相談
- ・個人で恒常的に事業を行っている方からの事業に関する相談
- ・既に裁判中のトラブルに関する相談

回答方法

- ・受け付けした相談に対するメール回答は、1回限りです。
同一内容での2回目以降の相談は、直接、島根県消費者センターへ電話または来所をお願いします。
- なお、回答は、寄せられた相談内容を元に示す一般的な見解であり、解決を保証するものではありません。
- ・メール相談は24時間受け付けていますが、相談メールの確認は月から金曜日8時30分から17時に行います。
・相談メールの確認後、概ね1から2日程度(土・日曜、祝日、年始年末を除く)でメールにて回答します。

メール相談フォーム入力にあたっての注意事項

- ・セキュリティ対策のため、本文中にURLなどのリンクが含まれていても、リンク先は当センターでは確認しません。
- ・ドメイン指定受信・拒否などの設定がされている方は、「pref.shimane.lg.jp」からの電子メールが受信可能な設定としてください。
- ・クーリング・オフ制度(特定の取引の場合に無条件で契約解除ができる制度)に関する相談はご注意ください。
メール相談の回答は、電話や来所のように即答することができません。クーリング・オフしたいというご相談の場合、このメール期間中にクーリング・オフ期間が過ぎてしまわないようご注意ください。

取得した個人情報の利用

- ・島根県消費者センターが消費生活相談で収集した情報は、氏名、住所等の個人情報を除き、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIONEET)に登録・蓄積され、データベースとして活用されます。
・法令の定めによる場合を除き、本人の同意を得ずに個人情報を利用することはありません。

よくある質問

国民生活センターと島根県消費者センターのホームページには、消費者から受け付けた相談事例を紹介するコーナーがあります。一般的な事例については、まずはこちらをご覧ください。

- ・ [国民生活センター相談事例・判例 \(外部サイト国民生活センターホームページ\)](#)
- ・ [島根県消費者センター消費者トラブル事例集](#)

メール相談入力フォーム

次の項目をご記入のうえ、下の「送信」ボタンを押してください。

- ・お名前[必須]
- ・お名前のフリガナ[必須]
- ・性別
 男性
 女性
- ・年齢[必須]
- ・お住まいの市町村[必須]
- ・ご職業
- ・メールアドレス[必須]
- ・お電話番号[必須]
- ・相談内容[必須]

相談内容欄には、契約日、契約者、契約場所、事業者名、商品・サービスの名称、契約金額、既払金額、支払い方法、契約のきっかけ等を記載してください。

メール相談受付ページ(入力内容確認画面)

お問合せ English Chinese Korean Russian 背景色 黒 ページ 文字サイズ 標準 拡大(150%) 拡大(200%)

島根県 Shimane Prefectural Government

サイト内検索 Google Custom Search 検索

組織から探す サイトマップ カレンダー (外部サイト)

教員採用 試験対策 東京アカデミー 広島校 松江教室

トップ 防災・安全 観光 子育て・教育 医療・福祉 暮らし しごと・産業 環境・県土づくり 県政・統計

トップ > 暮らし > 消費・食生活 > 消費生活 > 消費者センター > メールによる相談受付 [環境生活総務課消費とくらしの安全室]

入力確認画面

入力内容を確認してください

メールによる相談受付

島根県消費者センターでは、メールによる消費者トラブルの相談を受け付けています。
お急ぎの方は、相談時間内に電話または来所でご相談ください。

ご相談にあたっての注意事項

相談を利用できる方

- 島根県内にお住まいの消費者の方に限ります。他県の方は居住地の消費生活センターにお問い合わせください。
[全国の消費生活センター等一覧はこちら \(外部サイト国民生活センターホームページ\)](#)
- 事業者からの相談は受け付けておりません。

ご相談いただける内容

- 消費者と事業者との間の商品やサービスに関するトラブルや問い合わせ等

ご相談いただけない内容

- 相関関係、金銭貸借、個人間の売買や個人間の借金、相続、交通事故、ネットオークションの取引など個人間のトラブルに関する相談
- 公序良俗に反する相談
- 政治又は宗教に関する相談
- 事業者の信用性や商品・サービスの評価についての問い合わせ
- 事業者に対する調査や指導の要望
- 事業者の方からの事業に関する相談、営利目的の相談
- 個人で恒常的に事業を行っている方からの事業に関する相談
- 既に裁判中のトラブルに関する相談

回答方法

- 受け付けした相談に対するメール回答は、1 回限りです。
同一内容での 2 回目以降の相談は、直接、島根県消費者センターへ電話または来所をお願いします。
なお、回答は、寄せられた相談内容を元に示す一般的な見解であり、解決を保証するものではありません。
- メール相談は 2 4 時間受け付けていますが、相談メールの確認は月から金曜日 8 時 3 0 分から 1 7 時に行います。
- 相談メールの確認後、概ね 1 から 2 日程度 (土・日曜、祝日、年始年末を除く) でメールにて回答します。

メール相談フォーム入力にあたっての注意事項

- セキュリティ対策のため、本文中に URL などのリンクが含まれていても、リンク先は当センターでは確認しません。
- ドメイン指定受信・拒否などの設定がされている方は、「pref.shimane.lg.jp」からの電子メールが受信可能な設定としてください。
- クーリング・オフ制度(特定の取引の場合に無条件で契約解除ができる制度)に関する相談はご注意ください。
- メール相談の回答は、電話や来所のように即答することができません。クーリング・オフしたいというご相談の場合、このメール期間中にクーリング・オフ期間が過ぎてしまわないようご注意ください。

取得した個人情報の利用

- 島根県消費者センターが消費生活相談で収集した情報は、氏名、住所等の個人情報を除き、全国消費生活情報ネットワークシステム(P I O - N E T) に登録・蓄積され、データベースとして活用されます。
- 法令の定めによる場合を除き、本人の同意を得ずに個人情報を利用することはありません。

よくある質問

国民生活センターと島根県消費者センターのホームページには、消費者から受け付けた相談事例を紹介するコーナーがあります。一般的な事例については、まずはこちらをご覧ください。

- [国民生活センター相談事例・判例 \(外部サイト国民生活センターホームページ\)](#)
- [島根県消費者センター消費者トラブル事例集](#)

メール相談入力フォーム

次の項目をご記入のうえ、下の「送信」ボタンを押してください。

・お名前[必須]

テキスト

・お名前のフリガナ[必須]

テキスト

・性別

男性

女性

・年齢[必須]

テキスト

・お住まいの市町村[必須]

テキスト

・ご職業

テキスト

・メールアドレス[必須]

テキスト

・お電話番号[必須]

テキスト

・相談内容[必須]

テキスト

相談内容欄には、契約日、契約者、契約場所、事業者名、商品・サービスの名称、契約金額、既支払金額、支払い方法、契約のきっかけ等を記載してください。

メール相談受付ページ(未入力項目がある場合の画面)

お問い合わせ English Chinese Korean Russian

背景色 白黒 ページュ 文字サイズ 標準 拡大(150%) 拡大(200%)



サイト内検索 Google Custom Search 検索

組織から探す サイトマップ カレンダー (外部サイト)



トップ	防災・安全	観光	子育て・教育	医療・福祉	くらし	しごと・産業	環境・県土づくり	県政・統計
-----	-------	----	--------	-------	-----	--------	----------	-------

トップ > くらし > 消費・食生活 > 消費生活 > 消費者センター > メールによる相談受付

[\[環境生活総務課消費とくらしの安全室\]](#)

※入力されていない箇所があります。

メールによる相談受付

島根県消費者センターでは、メールによる消費者トラブルの相談を受け付けています。
お急ぎの方は、相談時間内に電話または来所でご相談ください。

ご相談にあたっての注意事項

相談を利用できる方

- ・島根県内にお住まいの消費者の方に限ります。他県の方は居住地の消費生活センターにお問い合わせください。
[全国の消費生活センター等一覧はこちら \(外部サイト国民生活センターホームページ\)](#)
- ・事業者からの相談は受け付けておりません。

ご相談いただける内容

- ・消費者と事業者との間の商品やサービスに関するトラブルや問い合わせ等

ご相談いただけない内容

- ・相関関係、金銭貸借、個人間の売買や個人間の借金、相続、交通事故、ネットオークションの取引など個人間のトラブルに関する相談
- ・公序良俗に反する相談
- ・政治又は宗教に関する相談
- ・事業者の信用性や商品・サービスの評価についての問い合わせ
- ・事業者に対する調査や指導の要望
- ・事業者の方からの事業に関する相談、営利目的の相談
- ・個人で恒常的に事業を行っている方からの事業に関する相談
- ・既に裁判中のトラブルに関する相談

回答方法

- ・受け付けた相談に対するメール回答は、1回限りです。
同一内容での2回目以降の相談は、直接、島根県消費者センターへ電話または来所をお願いします。
なお、回答は、寄せられた相談内容を元に示す一般的な見解であり、解決を保障するものではありません。
- ・メール相談は24時間受け付けていますが、相談メールの確認は月から金曜日8時30分から17時に行います。
- ・相談メールの確認後、概ね1から2日程度(土・日曜、祝日、年始年末を除く)でメールにて回答します。

メール相談フォーム入力にあたっての注意事項

- ・セキュリティ対策のため、本文中にURLなどのリンクが含まれていても、リンク先は当センターでは確認しません。
- ・ドメイン指定受信・拒否などの設定がされている方は、「pref.shimane.lg.jp」からの電子メールが受信可能な設定としてください。
- ・クーリング・オフ制度(特定の取引の場合に無条件で契約解除ができる制度)に関する相談はご注意ください。
メール相談の回答は、電話や来所のように即答することができません。クーリング・オフしたいというご相談の場合、このメール期間中にクーリング・オフ期間が過ぎてしまわないようご注意ください。

取得した個人情報の利用

- ・島根県消費者センターが消費生活相談で収集した情報は、氏名、住所等の個人情報を除き、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIONET)に登録・蓄積され、データベースとして活用されます。
- ・法令の定めによる場合を除き、本人の同意を得ずに個人情報を利用することはありません。

よくある質問

国民生活センターと島根県消費者センターのホームページには、消費者から受け付けた相談事例を紹介するコーナーがあります。一般的な事例については、まずはこちらをご覧ください。

- ・[国民生活センター相談事例・判例 \(外部サイト国民生活センターホームページ\)](#)
- ・[島根県消費者センター消費者トラブル事例集](#)

メール相談入力フォーム

次の項目をご記入のうえ、下の「送信」ボタンを押してください。

・お名前[必須] 必須入力です

・お名前のフリガナ[必須] 必須入力です

・性別

男性

女性

・年齢[必須] 必須入力です

・お住まいの市町村[必須] 必須入力です

・ご職業

・メールアドレス[必須] 必須入力です

・お電話番号[必須] 必須入力です

・相談内容[必須]

必須入力です

相談内容欄には、契約日、契約者、契約場所、事業者名、商品・サービスの名称、契約金額、既支払金額、支払い方法、契約のきっかけ等を記載してください。

送信

メール相談受付ページ(送信完了画面)

お問い合わせ English Chinese Korean Russian

背景色 白 黒 ページユ 文字サイズ 標準 拡大(150%) 拡大(200%)



島根県
Shimane Prefectural Government

内検索

Google Custom Search

検索

■ サイトマップ

■ カレンダー (外部サイト)

広
告

Ruby

ネットワーク応用通信研究所

トップ

防災・安全

観光

子育て・教
育

医療・福祉

くらし

しごと・産
業

環境・県土づく
り

県政・統計

[トップ](#) > [くらし](#) > [消費・食生活](#) > [消費生活](#) > [消費者センター](#) > メールによる相談受付 [【環境生活総務課消費とくらしの安全室】](#)

送信完了

送信しました。

ありがとうございました。

[戻る](#)

[県トップページへ](#)

お問い合わせ先

■ 環境生活総務課消費とくらしの安全室

〒690-0887

島根県松江市殿町8番地3 (島根県市町村振興センター5階)

TEL (消費生活相談/専門相談員が対応します) :0852-32-5916

TEL (行政へのお問い合わせ) 0852-22-5103, 6787, 6216

FAX (共通) :0852-32-5918

[ページの先頭へ戻る](#)